

会員各位

FAX連絡 令和2年4月21日

【送信枚数2枚】

新型コロナウイルス感染症に対する対応について（第20報）

一般社団法人愛知県歯科医師会 新型コロナウイルス感染症対策本部

中日新聞への緊急意見広告・記事掲載について

平素は本会々務運営にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご連絡致しましたところの4月6日に厚生労働省医政局歯科保健課が発出した「歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について」の内容が新聞報道されるや、一部のテレビ等マスコミは、歯科医療は感染リスクが極めて高く、歯科医療従事者を介した感染拡大を過剰に報道し、歯科医院への通院を自粛することを促し、各医院においても患者判断による治療中断も多くなっていると感じております。

しかしながら治療途中での中止や、歯周病重症化予防の定期管理、高齢者の誤嚥性肺炎予防の口腔ケア等については、患者判断での治療中断は歯科医療提供者としては看過出来ない状況です。

そこで、中日新聞社と調整を行い、4月22日（水）朝刊に掲載される新型コロナウイルス感染症の特集記事へ「一般社団法人愛知県歯科医師会からの緊急メッセージ」と題し、意見広告を掲載いたします。患者判断での治療中断は控え、かかりつけ歯科医と相談を行うこと、発熱等の症状がある場合には受診を控えてもらうことをメッセージとし、解りやすいように絵を取り入れ、歯科医院では診療室のみならず待合室でも万全な対応をしていることをPRし、県歯HPでも周知を行います。更には中日新聞社の生活部を通じて、同様の内容について今月中に別の角度から紙面掲載を行うよう準備いたしております。

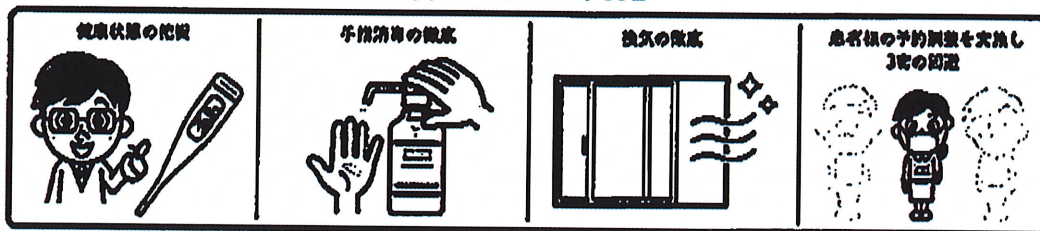
本会と致しましても、連盟とも協働し総力を挙げて先生方の日々の診療をバックアップすべく活動を継続しております。歯科治療は休止することが出来ない社会的責務を担っており、性急に休業を行うことが出来ない職種であり、診療を継続する場合、この局面を打破するには先生方をはじめ従業員等との感染症予防対策への知識共有、信頼関係の再確認、安心して働くことのできる環境整備を講じて頂き、また来院患者へは感染対策を万全に行っていることを説明することにより、安心して受診出来る体制づくりに努め、今我々が出来る限りのことを尽くしていくこと以外にはないと考えております。

会員の先生方をはじめ、ご家族、従業員を含め、関係する全ての皆様から感染者を絶対に出さないためにも、最大限のご協力について改めてお願い申し上げます。

※4月14日付でFAX致しました「歯科医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応指針」をご活用下さい。（県歯会員HP掲載中）

○中日新聞意見広告掲載内容（抜粋）

待合室での対応



診療室での対応



○全歯科医療従事者（院外技工士・材料商・医院経営に携わる全ての皆様） 及びそのご家族の皆様に徹底頂きたい行動指針

- (1) 各診療所の歯科医師及び従業員及びそのご家族で、鼻水や咳、発熱、軽い喉の痛み、筋肉痛や体のだるさ（倦怠感けんたいかん）など、風邪のような症状（特に 37.5℃程度の発熱と強い体のだるさ）、また、“においが分からない”“味が分からない”など、嗅覚・味覚障害を感じるなどした場合は、医科への受診をいただき、医師の指示を受けて、自宅待機等を行って下さい。
- (2) 数日間の症状が続く場合には、再度の医科受診、もしくは管轄保健所へ電話連絡をし、指示を受けて下さい。

先行事例では、後に陽性が判明した歯科医師・歯科衛生士が、自覚症状があるにも関わらず診療を継続したことが、社会的批判にも繋がっております。

先生方はもちろん、従業員・ご家族・患者、関係する全ての皆様に大きな影響を及ぼすこととなりますので、症状がある場合には徹底した健康観察をお願いいたします。

○技工物への対応について

スタンダードプリコーションの考え方は、歯科技工士、歯科技工所、ひいては補綴物全般に対しても適用されます。印象体、咬合採得物、咬合堤、ろう義歯等の技工物製作過程で生ずる感染リスクと完成技工物に対し、各段階で可能な限り物理的な汚染を排除した後、表面性状や素性を損なわず変形を起こさない濃度、使用方法で消毒薬（主に次亜塩素酸系）を用いて、感染対策を行なって下さい。

参照：日本歯科補綴学会の補綴歯科治療過程の感染防止対策指針 2019

http://www.hotetsu.com/files/files_363.pdf



ご自身の判断で治療を中断する前に 「かかりつけ歯科医」に ご相談下さい

今、新型コロナウイルス感染症拡大の局面において日々の生活を自粛している最中、歯科医院への通院を控えられる場合は、自らの判断で歯科治療を中断することは健康被害を招く可能性もございますので、かかりつけ歯科医にご相談をお願い致します。

歯周病などの重症化予防のための定期管理は、全身状態にも関係します。特に糖尿病罹患患者で歯周病治療のために通院中の方はご相談下さい。

高齢者や特に介護施設や在宅等で、自己判断による口腔ケアの中断は、歯科口腔衛生状態の低下による誤嚥性肺炎の発症などが懸念されます。

下記症状の方は受診を控えて下さい

- ① 37.5 度以上の発熱のある方
- ② 感冒症状のある方
- ③ 味覚・嗅覚に異常のある方
- ④ 倦怠感がある方

待合室での対応

健康状態の把握 	手指消毒の徹底 	換気の徹底 	患者様の予約調整を実施し 3密の回避
-------------	-------------	-----------	---------------------------

診療室での対応

診療台の消毒 	患者様ごとの新しいグローブの使用とスタッフの頻繁な手洗い 	患者様ごとの使い捨てエプロン・紙コップの使用 	患者様ごとの治療器具の滅菌処理
------------	----------------------------------	----------------------------	---------------------



一般社団法人 愛知県歯科医師会

http://www.aichi8020.net

